

更なる保健事業の充実について(報告)

令和4年10月24日
令和4年度 第2回評議会

更なる保健事業の充実について

1. 事業内容

(1) LDLコレステロール値に着目した受診勧奨(4年度から実施)

現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施。

(2) 重症化予防対策の充実(6年度から実施)

被扶養者及び協会が事業者健診結果データを取得した者を対象として、高血圧等に係る未治療者に対する受診勧奨を実施。

(3) 支部における地域・職域の特性を踏まえた保健事業の実施(6年度から実施)

喫煙、メンタルヘルス等に着目した新たなポピュレーションアプローチ等、支部における地域・職域の特性を踏まえた保健事業を実施。

(4) 健診・保健指導の充実・強化

① 生活習慣病予防健診(一般健診)の自己負担の軽減(5年度から実施)

健診実施率の向上のため、現在38%の一般健診の自己負担について、総合健保組合の水準を参考に**28%に軽減**。

※1 現在自己負担30%の生活習慣病予防健診の乳がん検診・子宮頸がん検診のほか、肝炎ウイルス検査についても、自己負担を28%に軽減。

② 付加健診の対象年齢拡大及び自己負担の軽減(対象年齢拡大は6年度から、自己負担軽減は5年度から実施)

疾病の早期発見等の目的、健保組合の実施状況、定年延長の状況等を踏まえ、現在50%の付加健診の自己負担について、**28%に軽減**するとともに、対象年齢を現行の「40歳、50歳」から「40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳」とする。

※2 なお、健診内容については、国の特定健康診査等基本指針の見直しの動向(令和4年度中に取りまとめ)を踏まえることとしている。

2. 予算

(4) ①及び②の自己負担軽減に伴う年間所要額

5年度 約220億円

6年度 約250億円(※3)

※3 付加健診の対象年齢拡大による影響を含む。

更なる保健事業の充実について

3. 広報

更なる保健事業の充実について、加入者・事業主へ幅広く周知し、その理解を得るとともに、自ら健康づくりに取り組む加入者・事業主を増やすことを目的として、1月から順次、関係団体を通じた広報を含め、様々な広報媒体で広報を展開。
 (※)LDLコレステロール値に着目した受診勧奨については、10月から先行して周知。

主な広報媒体	2022 (令和4) 年度						2023(令和5)年度						2024年度
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	… 8月	… 12月	1月	2月	3月	4月
	LDL						健診自己負担軽減						付加健診対象拡大
特設ページ				特設ページ公開									
WEB広告				WEB広告									
新聞広告 メールマガジン				●	全国紙、地方紙 (本部) メールマガジン (支部)								
納入告知書				●									
関係団体を通じた広報		●	●	●	記事掲載 (支部)		●	●	●	●	●	●	●
特設ページ						ページ公開						ページ公開	
WEB広告						WEB広告						WEB広告	
納入告知書 (料額表)					●							●	
新聞広告 メールマガジン				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
関係団体を通じた広報				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

全体像を周知

個別項目を周知 (料率広報)

これまでの運営委員会における「更なる保健事業の充実について」に関する意見の概要

(令和4年3月24日運営委員会)

■ 6年度からの実施ということだが、事業計画の変更など、手続きが許すのであれば、実施期間の前倒しをしていただければありがたい。例えば、令和5年度中での実施が可能かどうか、検討をいただきたい。

事業主も被保険者もコロナの影響を受けており、平均保険料率は10.0%で下がらない状況にある。そんな中で、健診・保健指導で、自己負担または事業主負担の軽減や、対象拡大といった直接的な恩恵を受ければ、多少なりとも納得感に繋がるのではないか。

2年後、財政状況はさらに変化している可能性もあるので、現時点での財政面や手続面での現実的な検証を行いつつ、可能な限り早期実現に向けたご検討をお願いします。

(令和4年7月25日運営委員会)

■ 自己負担率が引き下がることにより、事業者の立場からすると福利厚生にかかる経費が圧縮され、また、自己負担が下がることにより受診勧奨にもつながりやすくなるため、よい取組。ただし、年間250億のコストがかかるため、被保険者と事業主の理解を得るため、健診率増加により医療費削減に貢献できること等しっかり広報してほしい。

■ コロナ第7波の急拡大やウクライナ情勢による原材料やエネルギー資源の高騰などもあり、中小企業の経営は依然厳しく、不安定である。こうした厳しい状況の中で、事業主、被保険者の双方に評価される施策ではないか。大いにPRし、健診の実施率向上・重症化予防の具体的な成果に結び付けてほしい。財政面についてももしっかり計算して運用していくことが大事。

■ 生活習慣病予防健診の自己負担の軽減については、指標となる軽減される率を総合健保の組合の負担割合を持ってきていただき、非常に合理的な理解が得られる数字と考える。また、付加健診の対象年齢を5歳刻みで70歳まで引き上げるのは非常にありがたい。ただ、200億円から300億円というコストがあり、そんなに大きなインパクトではないと伺っているが、受診率が上がることで医療費の抑制につながることを期待。その関連を分析できるとよい。

■ 乳がん検診・子宮頸がん検診を特に忙しい人たちがちゃんと受けられるような、そういうプロモーション、PRをやっていただきたい。乳房の触診など自己点検の手法に関しても、もう少しPRしていただけるとよい。

現在の保険者機能強化アクションプラン(第5期)では、保健事業の基本となる「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」の3本柱を着実に実施する。

その上で、まずは4年度から、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施する。さらに、支部保険者機能強化予算を活用した喫煙対策、メンタルヘルス等の保健事業も推進しつつ、令和5年度にパイロット事業を実施し、保険者機能強化アクションプラン(第6期)(6年度～8年度)に向けて以下をパッケージで実施したい。

- (1) 重症化予防対策の充実(6年度から実施、被扶養者及び協会が事業者健診結果データを取得した者向け)
被扶養者及び協会が事業者健診結果データを取得した者を対象とした、高血圧等に係る未治療者に対する受診勧奨の実施
- (2) 支部における地域・職域の特性を踏まえた保健事業の実施(6年度から実施、被保険者・被扶養者・事業主向け、支部保険者機能強化予算で実施)
喫煙、メンタルヘルス等に着目した新たなポピュレーションアプローチ等、支部における地域・職域の特性を踏まえた保健事業の実施
- (3) 健診・保健指導の充実・強化(被保険者・事業主向け)

①生活習慣病予防健診(一般健診)の自己負担の軽減(6年度【調整中】から実施)

特定健診(被扶養者向け)についてはこれまでも自己負担の軽減を行ってきているが、生活習慣病予防健診(被保険者向け)の自己負担は、政管健保の時から特に見直しが行われておらず、他の保険者との差が見られ、協会の健診実施率に影響を及ぼしている可能性があることから、健診実施率の向上のため、現在38%の一般健診の自己負担を総合健保組合の水準(※1)を参考に軽減する(※2)。併せて、健診実施率向上には事業主との協働が必要であり、関係団体と連携した受診勧奨などの取組をより積極的に実施する。

※1 総合健保組合の生活習慣病予防健診の補助率の水準については、次ページの「注1」参照。

※2 生活習慣病予防健診の乳がん検診・子宮頸がん検診のほか、肝炎ウイルス検査についても、一般健診の自己負担の軽減と連動して見直す。

②付加健診の対象年齢拡大及び自己負担の軽減(6年度【自己負担の軽減については①と同様に調整中】から実施)

疾病の早期発見等の目的、健保組合の実施状況、定年延長の状況等を踏まえれば、現行の40歳、50歳という10年に1度の実施では十分とは言えない。また、付加健診の自己負担についても、他の生活習慣病予防健診と同様に政管健保の時から特に見直しが行われておらず高い水準(現在50%)となっている。このため、対象年齢を追加(40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳)するとともに、①と同様に自己負担を軽減する。

※3 なお、健診内容については、国の特定健康診査等基本指針の見直しの動向(令和4年度中に取りまとめ)を踏まえることとしている。

(注1) 総合健保組合の水準 (厚生労働省による集計結果)

○ 総合健保組合のうち、

- ・生活習慣病予防健診(※)を実施しており、
- ・協会と同水準の保険料率であるもの

における生活習慣病予防健診の補助率の平均は、以下の通り。

(※)労働安全衛生法または特定健診の検査項目に加え、胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がんのいずれかのがん検診を基礎項目に含むもの

- | | |
|---------------------------|--------------|
| ①保険料率9.5%以上(127組合) | 平均補助率 71.52% |
| ②保険料率9.5%以上10.5%以下(120組合) | 平均補助率 71.83% |
| ③保険料率10.0%以上10.5%以下(55組合) | 平均補助率 72.24% |

(注2) 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査について

生活習慣病予防健診

- ①一般健診：35歳以上75歳未満の被保険者を対象とした健診
 - ・特定健診の検査項目に、がん検診(肺・胃・大腸)等を追加した充実した検査項目
- ②付加健診：40歳又は50歳の被保険者を対象とした健診
 - ・一般健診に追加することができる腹部超音波検査や眼底検査等の検査項目
- ③乳がん・子宮頸がん検診：偶数年齢の被保険者(女性)を対象とした検診

肝炎ウイルス検査

- ④肝炎ウイルス検査：一般健診受診者のうち、C型肝炎ウイルス検査を受けていない方が受けられる検査

種類	対象者	検査項目	
生活習慣病予防健診	①一般健診	35歳から74歳の被保険者	診察等(問診・身体計測・視力検査・聴力検査・理学的検査)、血圧測定、尿検査、糞便検査、血液学的検査、生化学的検査、心電図検査、胸部レントゲン検査、胃部レントゲン検査、眼底検査(医師の判断により実施)
	②付加健診	一般健診を受診される40歳、50歳の被保険者	尿沈渣顕微鏡検査、血液学的検査、生化学的検査、眼底検査、肺機能検査、腹部超音波検査
	③乳がん ・ 子宮頸がん 検診	・一般健診を受診される40歳から74歳の偶数年齢の被保険者(女性) ・36歳、38歳の一般健診を受診される被保険者(女性)は子宮頸がん検診の追加が可能 ・20歳から38歳の偶数年齢の被保険者(女性)は子宮頸がん検診の単独受診が可能	<乳がん検診> 問診、乳房エックス線検査、 視診・触診(医師が必要と認めた場合のみ実施) <子宮頸がん検診> 問診、細胞診
④肝炎ウイルス検査	一般健診を受診される被保険者(過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがある方を除く)	HCV抗体検査、HBs抗原検査	